

令和5年2月21日（火） 場所 委員会室

○出席議員

議長	青木 健	日本共産党	高原 幸雄
副議長	藤田 貴裕	公明党	小口 俊明
自由民主党	遠藤 直弘	新しい議会	藤江 竜三
社民・ネット・緑と風	重松 朋宏		



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
（併）行政管理部主幹	



○協議事項

◎議長挨拶

議題 1. 議会の個人情報保護条例について

2. 令和5年第1回定例会の議事運営について

※ 新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ&Aについて

◎議長挨拶

○【青木健議長】 おはようございます。定例会前日の大変お忙しいところ、会派代表者会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日も三密防止策をし、皆様の御協力の下、できるだけ短時間で行いたいと思いますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより会派代表者会議を開きます。



議題1. 議会の個人情報保護条例について

○【青木健議長】 初めに、議題1、議会の個人情報保護条例についてです。会派代表者会議資料No.4を御参照ください。前回の会議で協議、確認いただきました個人情報の保護に関する方針に、改選後の議会の取組として、5に、議会は、令和5（2023）年5月以降、その保有する個人情報の保護に関し、条例を定める等の措置を取るものとし、条例を定める取組を記載いたしました。一応、全文をちょっと読み上げさせていただきますでしょうか。1についてもありますので。

それでは、全文を読み上げさせていただきます。国立市議会個人情報の保護に関する方針。1. 議会は、個人情報の保有、利用、提供等に当たり、個人情報の保護に関する法律、国立市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5（2023）年4月施行）、国立市個人情報保護条例（平成14（2002）年12月条例第36号）、全国市議会議長会作成の「市議会の個人情報の保護に関する条例（例）」等（以下「法令等」という。）を参照し、適切な措置を講じる。

2. 議長は、議会が保有している個人情報ファイルについて、法令等に倣い、必要な事項を記載した帳簿（個人情報ファイル簿）を作成し、公表する。

3. 何人も、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求することができる。

4. 議長は、3の請求に当たり、法令等に倣い、処理する。

5. 議会は、令和5年（2023）年5月以降、その保有する個人情報の保護等に関し、条例を定める等の措置を取るものとする。以上でございますが、文章についてはいかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、会派代表者会議資料No.4のとおり、確認をさせていただきたいと思います。

なお、これをもって1人会派のほうに正副議長で当たらせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。



議題2. 令和5年第1回定例会の議事運営について

○【青木健議長】 続きまして、議題2、令和5年第1回定例会の議事運営についてでございますが、これにつきましては既に御確認を頂いておりますが、その後、新型コロナウイルス感染症対応のマスク着用について、3月13日以降は、マスクの着用は個人の判断を基本とする国、東京都の着用の考え方が示され、国立市においても同様の対応が確認をされました。市議会においても、確認いただいた第1回定例会の運営方法の共通事項⑤マスクの着用項目について、3月13日以降のマスク着用は個人の判断とする旨、別紙のとおり確認させていただきたいと思います。

ちょっと資料番号を打っていないくて申し訳ございませんが、別紙ですね、令和5年第1回定例会の

運営方法ということで、出させていただきます。その共通事項⑤の「マスクを着用し、フェイスシールドのみはさける」の下に括弧をして、「3月13日以降のマスク着用は個人の判断」という文言を付け加えさせていただきました。これについてはいかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、これで確認、周知をしてまいりたいと思います。

なお、市議会のホームページの傍聴のお知らせにつきましても同様にさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

これは全議員にメールですか。

○【内藤議会事務局長】 そうですね。

○【青木健議長】 それでは、ただいまの件につきましては、全議員にメールでお送りをさせていただきますと思います。



※ 新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ & Aについて

○【青木健議長】 最後に、報告でございますが、総務省からの議会開催方法に関する情報提供がございます。総行第40号という資料を皆様方の元に配付させていただいておりますが、この裏面にありますように、本会議における欠席議員のオンラインによる方法での表決に対する討論や質疑は行うことができないと考えられるとのことであります。他方、団体の事務全般についての質問は差し支えないと考えられるとのことでございます。また、委員会での災害の発生、育児・介護等の事由によるオンラインによる出席も差し支えないと考えられるとのことでございます。

以上、情報提供でございますが、簡単に申し上げますと、本会議では一般質問ぐらいしかオンラインではできないということですね。表決に関してはオンラインではできないということです。ということが総務省から示されました。以上、情報提供でございますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、全ての議題が終了いたしました。



○【青木健議長】 これをもちまして、閉会させていただきます。御協力、ありがとうございました。

午前10時4分閉会